

令和 2 年 3 月
高知県警察本部長

高知県警察における障害者活躍推進計画

第 1 趣旨

この推進計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の一部改正に伴い、同法第7条の3第1項の規定に基づく障害者活躍推進計画として、障害者である職員の職業生活における活躍を一層推進するための計画期間、推進体制及び取組内容を定めるものである。

第 2 計画期間

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間

第 3 課題

他の行政機関と比較しても、法定雇用率及び定着状況ともに概ね順調と考えているが、障害者である職員の更なる活躍を促進するためには、職場や職務に対する満足度に関する調査を実施、結果に基づき改善方法を検討する等、働きやすい職場づくりを進めていくことが必要である。

第 4 目標及び取組内容

1 組織に関すること

障害者の活躍を推進する体制を整備する。

(1) 障害者雇用推進者

警務部長を選任する（令和元年9月4日選任済）。

(2) 障害者職業生活相談員

適宜選任する。

また、選任された職員又は選任が予定される職員に対し、高知労働局が主催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

(3) 障害者雇用推進チーム

計画初年度中に、障害者雇用推進者、人事担当部署、会計課予算担当部署及び保健師等を構成員とする「障害者雇用推進チーム」を設置し、障害者である職員に対し、広く参画を呼びかける。

また、原則として年 1 回以上、障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を議題とした検討会を開催する。

(4) 組織内の人的サポート体制の周知

障害者職業生活相談員の選任や、障害者雇用推進チームの設置が行われた場合は障害のある職員のみに限らず、全職員に周知し、障害のある職員はもちろん、その上司や同僚などからの意見や相談にも対応する。

なお、意見や相談については、障害者雇用推進チーム内で共有し、必要に応じて、外部の関係機関と連携し、改善に努める。

(5) 職務の選定・創出

身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合には、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について、障害者雇用推進チームを用いて検討する。

2 採用に関すること

法定雇用率の達成を目標とし、毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。

また、募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

- ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
- ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

3 定着に関すること

不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とし、毎年の任免状況通報の時期に、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行う。

4 満足度、ワーク・エンゲージメントに関すること

毎年6月時点で在籍している障害者に対し、アンケート調査を行い、満足度やワーク・エンゲージメントの実態に関するデータの把握、進捗管理を行う。

併せて、アンケート又は必要に応じて行う面接等により収集した意見等について、年1回の障害者雇用推進チームが行う検討会において、実現の可否や実施の是非について検討を行い、障害者である職員が活躍できる職場環境の整備に努める。

5 実施状況の公表に関すること

当該計画の実施状況については、毎年1回以上、ホームページで公表することとする。

6 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。